

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定によつて、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団から農用地利用配分計画の認可の申請があつたので、同条第三項の規定によつて、農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、広島県知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

平成二十八年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称			所在	面積（㎡）
株式会社ルンビニ農園		広島市安佐南区沼田町吉山三〇〇〇番地一	広島市安佐南区沼田町大字吉山字岡ン田三〇〇〇番三	八二九
株式会社広島アグリネットファーム		広島市安佐南区長束六丁目八番四六号	三原市鷺浦町向田野浦二五四三番一の一部ほか三筆	一〇、六九〇
角一 吉彦		三次市和知町一〇番地一	三次市和知町一八八一番ほか五筆	一〇、九八八
今桐 玄郎		安芸高田市高宮町原田一二六〇番地	安芸高田市高宮町原田字簾一七七番ほか六筆	六、八六八
市尻 浩二		安芸高田市高宮町原田二〇五六番地	安芸高田市高宮町原田字沖勘久二〇七一番一	二、八六八
山本 章博		安芸高田市甲田町高田原二〇〇七番地	安芸高田市甲田町上甲立字末兼一五番一	四、七四七
今桐 玄郎		安芸高田市高宮町原田一二六〇番地	安芸高田市高宮町原田字簾三七番ほか五筆	六、七一四
角田 英二		安芸高田市美土里町北一二七番地	安芸高田市美土里町北字枒木一九〇番一ほか六筆	五、七四九
有限会社援農甲立ファーム		安芸高田市甲田町上甲立四九八番地一	安芸高田市甲田町上甲立字中祖一四八三番一ほか五筆	五、五四五
株式会社トペコおばら		安芸高田市甲田町下小原三〇二七番地二	安芸高田市甲田町上小原字建石三七〇番一ほか三筆	五、一七七
竹田 英治		山県郡北広島町寺原二八七六番地	山県郡北広島町寺原字轉堂六五四番の一部ほか六筆	一一、五九八
多川 純利		山県郡北広島町中原七七五番地	山県郡北広島町中原字上陀才七八三番一ほか五筆	七、七四二
久茂谷 美保之		山県郡北広島町荒神原一〇四番地	山県郡北広島町中祖字中祖九七番一ほか三筆	九、五九二
農事組合法人戸谷亀山		山県郡北広島町都志見八四四番地二	山県郡北広島町戸谷字上堤一三五八番ほか八筆	一一、二一九
有限会社モリタ農園		山県郡北広島町都志見四三八三番地	山県郡北広島町都志見字竹野河内三〇一七番一ほか一	一八、三二七

農事組合法人小笹	山県郡北広島町海 応寺二六一番地一	三筆 山県郡北広島町下石字大迫 四七七番ほか五筆	五、七四二
農事組合法人ふるさと 重永	世羅郡世羅町大字 重永二四六七番地	世羅郡世羅町大字重永字笑 迫三〇七番二ほか八九筆	八七、三六〇
株式会社中電エワール ドファーム	広島市中区小網町 六番一二号	世羅郡世羅町大字山中福田 字福田八六番ほか一筆	三、三八〇

二 縦覧場所

広島県農林水産局就農支援課

三 縦覧期間

平成二十八年九月二十九日から平成二十八年十月十三日まで